

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくりに関する 提言・要望

都市自治体においては、地震や集中豪雨等の大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

- (1) 大規模災害の発生時に迅速かつ的確な対応を図るため、国・都道府県・市町村等にわたる総合調整体制の強化を行うとともに、災害に対する予防・災害応急・災害復旧体制の確立を図ること。

また、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材育成等の事業を推進すること。

- (2) 災害時における被害の早期復旧を図るため、特別交付税の算定や地方債の元利償還金における交付税算入率の引き上げ等、災害復旧に係る地方負担に対する所要の財政措置を講ずること。

また、災害の発生メカニズムの解明等、未然防止も含めた自然災害等に対する抜本的な対策と所要の財政措置を講ずること。

- (3) 局地的集中豪雨や突風、竜巻、落雷等、地球温暖化の影響と考えられる異常気象の多発により、大規模な都市型水害等が頻発していることから、ハード面での治水対策に加え、情報伝達システムの整備をはじめとする総合的な水防対策を推進すること。

- (4) 災害時に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備等、情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。

- (5) 被災者生活再建支援制度や住宅応急修理制度について、被害の程度に応じた段階的な支援を行うため、被害認定基準運用指針を見直すとともに、支援等にかかる適用要件の緩和や支給限度額の引き上げを行うなど、支援制度を拡充すること。

- (6) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

2. 地震及び火山災害対策の充実強化について

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域を地震防災対策強化地域に指定するとともに、

具体的かつ充実した総合的な地震防災対策を早期に講じること。

- (2) 火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。

また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。

- (3) 地震災害に対する総合的な基本計画の策定や防災対策の強化を図るとともに、地震観測体制、津波観測体制及び緊急地震速報体制の一層の整備充実を図ること。

また、活断層の活動特性を解明するための調査研究を推進すること。

- (4) 庁舎、公民館等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設等の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。

- (5) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、耐震化に係る財政措置を拡充すること。

- (6) 大規模な地震等が発生した場合に孤立する恐れがある中山間地域について、危険箇所の調査及び防災対策を講じるとともに、被害状況の受発信を行える衛星携帯電話の配備や避難所の耐震補強等に対して財政措置を講じること。

- (7) 被災した観光地が地震による風評被害を受けないよう、正確な情報の周知、広報等について適切な対策を講じること。

- (8) 平成 22 年度までの時限措置となっている地震防災対策特別措置法並びに地震防災緊急事業五箇年計画の延長措置を講じること。

3. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防・救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。

- (2) 消防防災施設等の整備並びに緊急消防援助隊の設備の整備を促進するため、財政措置を拡充すること。

- (3) 都市自治体に必要な消防団員を確保するため、所要の財政措置を講じるとともに、支援策の充実を図ること。

- (4) 住宅火災発生時における住民の生命・身体の安全確保と防災意識の向上を図るため、住宅用火災警報器の設置の普及促進を図るとともに、財政措置を講じること。

- (5) 消防長の任命資格を定めた政令を廃止するなど、義務付け・枠付けについて見直しを行うこと。